

大阪府河川整備審議会運営要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、大阪府河川整備審議会規則（平成24年大阪府規則第268号。平成28年大阪府規則第97号一部改正。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大阪府河川整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第2条 会長は、審議会の会議の日の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議 事）

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

（議事要旨）

第4条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 調査審議の内容

（答 申）

第5条 会長は、審議会の会議で議決のあったときは、速やかに答申を行わなければならない。

2 前項の答申は、書面をもって行う。

（部会の設置）

第6条 規則第6条第1項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。

名称	担任する事務
治水専門部会	(1) 各河川の当面の治水目標の設定 (2) その他治水面に関する課題
高潮専門部会	(1) 高潮による浸水想定に関する事項 (2) その他高潮に関する課題

(部会の組織)

第7条 部会委員は、次に掲げるもののうちから、会長が指名する。

- 一 規則第2条第2項に掲げる者の中から任命された委員
- 二 規則第3条第2項に掲げる者の中から任命された委員

(部会部会長)

第8条 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の運営)

第9条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、第3項の規定により会議で議決のあったときは、速やかに議決の内容を会長に報告するとともに、会長から要請があった場合は部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。
- 6 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。

(庶 務)

第10条 審議会及び部会の庶務は、都市整備部において行う。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。